

～台風15号および19号の被害にあった皆さんへ是非お伝えしたいこと～

「り災証明書って何ですか？」の疑問に答えます！

り災証明書は、市町村が、被災者の申し出により、被災者が住んでいる家の被害状況を調査し、調査の結果に基づいて発行する証明書です。

被害認定の区分には、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」などがあります。

この被害認定の区分に応じて、被災者生活再建支援金の給付や義援金の配分などの各種支援が受けられます。また、自治体が独自の支援制度を設けることがあります。その場合も、り災証明書に基づいて支援が決まることがあります。

そのため、**自宅に被害がある場合には、必ず「り災証明書」を申請することが重要です。**まだ申請していない方は、必ずお住いの市町村へ「り災証明書」を申請してください。

り災証明書の申請の際に注意すべき点

住んでいる家の被害の程度が分かるように写真を多く撮影しておきましょう。申請の際に写真の提出を求められることもあります。

また、**自宅の屋根に損傷があり、雨漏りがあるような場合には、**屋根の損傷だけではなく、雨漏りが発生した室内の状況を写真や動画で撮影してください。屋根の損傷が軽微な場合は「一部損壊」と判断され、軽い損壊に過ぎないと認定される可能性が高いのですが、**台風後の降雨のために室内が浸水したような場合には、「一部損壊」よりも被害の大きい「半壊」と認定される可能性があります。**雨漏りがある場合には、その状況を写真撮影してり災証明書を申請してください。

被害認定に不服がある場合はどうすれば？

り災証明の被害認定に不服がある場合には、**再調査を申し出ることが可能**です。特に、屋根の損傷が僅かであると判断されて「一部損壊」とされた場合でも、屋根が損傷したために雨漏りがあるような場合には、より被害の大きい「半壊」と認定される可能性があります。**浸水した室内の状況を写真撮影**した上で、再調査を申し出てください。

千葉県弁護士会では「困りごと相談」（電話無料相談）を実施中です。

受付時間：平日午前9時～12時・午後1時～5時

千葉県弁護士会 ☎043-227-8431



本ニュースは、発行日（令和元年10月8日）時点での状況及び制度を元に作成しています。

り災証明書があると、どのような支援を受けられるの？

多くの支援制度が、り災証明書の被害認定の区分とリンクしています。例えば、**被災者生活再建支援金**という制度がありますが、住宅が「全壊」の場合に、住宅を建設、購入したときの支援金は合計300万円、住宅が「半壊」の場合で、やむを得ず自宅を解体して住宅を建設、購入したときの支援金は合計300万円、住宅が「大規模半壊」の場合に、住宅を補修したときの支援金は合計150万円を受けられます（なお、単身世帯の場合は、各支給額が4分の3になります。）。

また、災害救助法の**応急修理制度**は、住宅が「半壊」以上の場合で、経済的な理由で自分で応急修理ができないときに、自治体を通じて59万5000円までの修理を受けられる制度です。

その他にも、**義援金の配分**や**税金の減免**など、様々な支援制度がり災証明書の認定に基づいて実施されます。

そのため、り災証明書を申請することは、**今後の生活再建を考える上で大変に重要**なことなので、ぜひ申請するようにしてください。

「一部損壊」の場合は支援がないというのは本当ですか？

そのようなことはありません。既に報道されていますが、政府は、「一部損壊」の場合でも、**特例的に救済の対象**とする方針を示しています。千葉県ホームページでも、「一部損壊」でも、国が支援する方針を示したので、県としても、市町村と協調して支援を行っていくと記載されています。

したがって、「一部損壊」であっても、**今後修理費などの支援が期待できる**ことから、やはり**り災証明を申請することが大変に重要**です。

台風15号・19号被害110番（臨時無料電話相談）実施中！

台風15号及び19号災害により、お困りのこと（家のこと、お金のこと、保険のこと、り災証明書のこと、色々な支援のこと等々）がありましたら、何でも弁護士にご相談ください。法律に関することがどうか分からないという方もご相談ください。電話に弁護士が出て対応します。**無料相談**です（通話料金のご負担になります。）。

平日限定 午前10時30分～12時30分、午後3時30分～5時30分
専用回線番号：043-222-2260

受付時間中は弁護士が直ちに相談に応じますが、時間外は電話に出ることができません。また、弁護士会の都合で実施しない日や時間があります。実施日や実施期間については、千葉県弁護士会のホームページで確認してください。